

資料（2）

バンクーバー2010

新しい時代：ろう者の参加と協働

聴覚障害教育国際会議(ICED)実行委員会および、ブリティッシュ・コロンビア州ろうコミュニティは、共同で次の事柄を基本方針として表明する。

「基本方針の表明」

世界的に、多くのろう市民は、「ろう」であることを障害の一種ととらえる一般人の理解に直面している。このような「障害観」は、ろう者をはじめ「異なるもの」としてみなされたすべての人の排除や軽視の一因となっている。その結果、今も、多くの国々で、より広い社会へのろう市民の参加が妨げられ、排除されている。大勢のろう者が、意思決定、雇用機会、質の高い教育へ平等に参加することができないでいる。

このように「障害観」があるにもかかわらず、ろう市民は、多様性と創造性を受容する諸社会に積極的に貢献している。教育、経済活動、政治、芸術、文学の分野で、自国の価値を高めている。ろう者にとって、すべての社会に必要な不可欠な、言語的・文化的少数派として認知されることは、不可譲の権利である。

したがって、すべての国家は、ろう者を含むすべての市民を認知し、参加を促進することが急務である。

1880年ミラノでのICED会議の決議

1880年、ミラノで国際会議が開かれ、ろう者の教育が討論された。当時の参加者は、世界中のろう者の教育や生活に影響を与えることになるいくつかの決議を行った。この決議によって、次の事項が生じた：

- 世界中のろう者のための教育プログラムで手話の使用が排除された。
- 世界中のろう市民の生活に不利益がもたらされた。
- 世界の多くの地域や国々の教育上の施策や立案における、ろう市民の排除につながった。
- 就業訓練、再教育などキャリア開発の分野で、政府の立案、政策決定、財政的援助にろう市民が参加できなくなった。
- ろう市民がさまざまなキャリアで成功する能力を阻み、多くのろう者が自分の夢を追いかけることができなくなった。
- 多くのろう市民が、自分の文化や芸術性を十分に発揮して各国の多様性に寄与する機会を阻んだ。

ゆえに、私たちは：

- ろうの児童生徒の教育プログラムにおける手話の使用を禁じた1880年ミラノ会議の決議をすべて退ける。
- ミラノ会議が及ぼした有害な諸影響を認め、心から遺憾に思う。
- 世界のすべての国家が、歴史を記憶し、すべての言語とあらゆるコミュニケーションの形式を教育プログラムが受け入れ、尊重することを要求する。

2010年7月19日、カナダ・ブリティッシュコロンビア州バンクーバーの第21回聴覚障害教育国際会議にて発表

「未来への協定」

私たちはここに宣言し、署名します。

- 国際連合の諸原則にもとづいて、特に、教育は言語や学問的、実用的、社会的知識の獲得に重点を置いて実施されなければならないとした、国連の障害者権利条約で述べられている原則を批准し、それらに従うことを、世界のすべての国家に要求します。
- 世界ろう連盟が2007年の第15回マドリッド会議で採択した決議、特に、多言語的/多文化的教育への平等で適切な参加を促進し支持するとした決議を是認するよう、すべての国家に要求します。
- 国家が合法的に承認する言語に、自国のろう市民の手話を追加し、多数派である聴者の言語と平等に取り扱うことを、すべての国家に要求します。
- ろう市民のあらゆる生活に影響を与える政府のすべての政策決定プロセスに、ろう市民が参加することを促進、拡大、採用するよう、すべての国家に要求します。
- ろうの幼児、子ども、青年をもつ親たちがろうの文化や手話を理解するために、自国のろう市民を関わらせて援助するよう、すべての国家に要求します。
- 教育プログラムでは子ども中心アプローチを、家族を構成するろう者や聴者の両方のためのすべてのサポートサービスには家族中心アプローチを支援するよう、すべての国家に要求します。
- ろうであることが確認されたすべての幼児を、早期教育による支援のため、地域や全国のろう者組織、ろう者のための学校やプログラムに託すよう、すべての国家に要求します。
- 自国のろう市民が、自分たちの人権に関する情報を確実に得られるよう、あらゆる努力を行うことを、すべての国家に要求します。
- すべてのろう市民が、誇らしい、自信に満ちた、生産的で創造的な、特別の能力をもった自国の市民であると認め、また、それが可能になるよう、すべての国家に要求します。

署名:

ICED 2010バンクーバー実行委員会

ブリティッシュ・コロンビア州ろうコミュニティ

カナダろう協会

世界ろう連盟

定義:

子ども中心アプローチ—子どもたちの力と生来の学習能力を活用して、子どもたちの個人学習を促す教育プログラム

市民—国家による生来の立場、権利、特権、機会をすべて有する人

ろう—ろう、難聴、ろう盲者、および自己をろうであると認識する者を含む

軽視—多数派集団とは「異なり」、価値や能力が低いものとしてみなされた人々を劣ったものとして認知し、その結果、立場や権利、特権、機会を受けるに値しないとみなされること

障害—身体運動、視覚、聴覚、知覚などの能力のように、身体的属性が欠けているか限られている人々の集団を、多数派集団が定義するために使う用語

障害観—「障害をもつ人」を、慈善や医療行為、社会的保護の「対象」としてみなす理解の仕方（国連障害者の権利条約への導入）

平等なアクセス—ろう者が理解可能な、もっともアクセシブルで機能的に等価な手段を使ってコミュニケーションや情報を受信・発信する同質な機会

排除—多数派に与えられる立場、権利、特権、機会が、故意あるいは無知のために排除される行為

家族中心アプローチ—支援サービスの計画、実施、評価に対する革新的なアプローチを促進するサービスで、子どもや家族、支援サービス提供者、ろうコミュニティ間の相互に有益なパートナーシップを基礎とする

合法—国家法の見地で、法的に承認されていること

言語的文化的少数派—国家や社会において、人数が優勢な人々とは異なる文化や言語を有する少人数のグループ

多文化的—複数の異なる文化を有すること

多言語的—複数の異なる言語を有すること

参加—さまざまなサービスやプログラム、政府の政策決定プロセスに参加する行為